

愛知県環境影響評価審査会 会議録

- 1 日時 2021年（令和3年）4月23日（金）午後1時から午後3時まで
- 2 場所 愛知県本庁舎 6階 正庁
- 3 議事
 - (1) 会長の選任について
 - (2) （仮称）新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書について
 - (3) （仮称）あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書について
 - (4) その他
- 4 出席者
 - (1) 委員
中山会長、大石委員、佐野委員、鷲見委員、橋本委員
【オンライン出席】
伊藤委員、岡村委員、長田委員、片山委員、上島委員、田代委員、塚田委員、中野委員、夏原委員、西田委員、宮崎委員、義家委員、吉永委員
(以上18名)
 - (2) 事務局
環境局：
岡田環境局長、小野技監、加藤環境政策部長
環境局環境政策部環境活動推進課：
谷口課長、戸田担当課長、鈴木課長補佐、国立主査、中村主任、大島技師
(以上9名)
 - (3) 事業者等
5名
【オンライン出席】8名
(以上13名)
- 5 傍聴人
3名
- 6 会議内容
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 会長の選任について
 - ・ 資料1について、事務局から説明があった。
 - ・ 会長について、中山委員が互選により選出された。
 - ・ 会長代理について、中山会長が二宮委員を指名した。
 - ・ 会議録の署名について、中山委員が田代委員と橋本委員を指名した。
 - イ （仮称）新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書について
 - ・ （仮称）新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書について、別紙1のとおり諮問を受けた。

- ・ 資料2、資料3及び資料4について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

- 【大石委員】風力発電施設の発電機以外、例えば送電施設や、それを制御するための施設は、対象事業実施区域に入っているのか。もし、これらの施設が対象事業実施区域に入っていないのであれば、これらの施設に関して、騒音などの懸念はないのか。
- 【事務局】本事業は、風力発電事業であるため、送電網や中継施設の整備は必要となる。委員ご指摘のとおり、これらの施設の工事による騒音などが想定はされるが、環境影響評価ではこれらの施設は対象外としている。環境影響評価法では、規模が大きく、著しい影響を及ぼす可能性がある事業を対象としている。送電網や中継施設については通常の工事と想定され、大きな影響は想定されにくい。
- 【大石委員】風力発電施設を新設する場合に、既設の風力発電施設との関連で、新たに発生する問題はないのか、そのような視点で既設の別事業者との話し合いは行われるのか。
- 【事務局】今回の事業は、既設の風力発電施設の撤去と新設となるが、新施設のローター径が現施設の1.5倍となり、単純に同じ場所に配置はできないため、風力発電設備設置可能性範囲を広く設定している。
- 【事業者】事務局から説明があったとおり、風力発電施設の規模・配置が変更となり、基数についても現状維持か半減するか検討を進めていくこととしている。他事業者が設置している風力発電施設との複合的な影響も当然ながら発生すると考えられるため、協議・調整させていただくことを予定している。
- 【橋本委員】チュウヒの調査について、定点調査を行うこととしているが、ねぐらに対してどのようなコースで飛翔してくるかも含めて調査をしていただきたい。
- また、定点付近で営巣地が確認された場合は、チュウヒへの影響を低減するため、少し距離を離れたところに定点を配置するなどして欲しい。
- 定点の配置に関して、過去のアセス案件では、汐川干潟の南東のところまで調査範囲としていたと思う。行動圏をカバーするためには、定点調査地点が、足りないのではないかと感じた。干潟の西側も含めて、行動圏全体を把握できるような調査地点として欲しい。
- 【事務局】定点調査においてねぐら入りのコースも調査することや、定点付近での営巣が確認された場合に離隔をとるなどの対応については、審査会の意見に入れていく方向で検討を進めたい。また、行動圏全体を把握できるような調査地点の配置については、事業者と相談した上で、次回の部会にてご報告させていただきたい。

ウ (仮称) あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書について

- ・ (仮称) あつみ 第二風力発電事業 環境影響評価方法書について、別紙2のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料5、資料6及び資料7について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【夏原委員】質問が3点ある。1点目として、日本国内において砂浜に設置された風力発電所は存在するのか。2点目として、風車の位置は満潮時にも水に浸からない場所であるのか。3点目として、工事中は砂浜の立入規制が行われるのか。

【事務局】1点目については、次回の部会において回答させていただきたい。2点目について、事業者を確認したところ、風車は満潮時にも水に浸からない位置に設置するとのことである。3点目について、事業者を確認したところ、工事中は危険が伴うことから立入規制を行うとのことである。

【西田委員】砂浜に工事用道路を設置する場合、鉄板を敷設するだけなのか、それともコンクリート等を使用して整備するのか、砂浜の工事用道路の設置方法について教示いただきたい。

【事務局】方法書では、一時的に整地して鉄板を敷設することにより、砂浜の工事用道路を構築するとされている。事業者を確認したところ、コンクリート等の工事は実施しないとのことである。

【西田委員】整地はどのような工事を実施するのか具体的に教示いただきたい。

【事業者】砂浜部分は必ずしも平らな場所となっていないことから、鉄板を敷設するために平らにする必要がある。ただし、土を削ったり持ってきたりすることはなく、地形を平らにする程度の作業を想定している。

【塚田委員】配慮書手続を経て、対象事業実施区域を砂浜部分に選定したことは非常に残念だと思う。自然という観点から見ると、保安林はどこにでも作れるものであるが、砂浜は貴重と考えている。

方法書に記載はなかったが、海浜性の昆虫類であるハマベゾウムシは、伊勢湾に生息しており、対象事業実施区域にも生息しているかもしれない。このため、昆虫類の調査をする際は、トラップと通常の採集調査だけではなく、海浜性の昆虫類を見逃さないように調査を実施していただきたい。

ハマベゾウムシのほかにも、カワラハンミョウ、ヤマトマダラバツタ等の海浜性の昆虫類が生息しているかもしれない。砂浜の特異性に十分注意して調査を実施していただきたい。

【事務局】事業者が予定している調査は、一般採集調査、ベイトトラップ調査、ライトトラップ調査であるが、御指摘いただいた海浜性の昆虫類を把握できる調査の実施について、審査会の意見として盛り込みたいと思う。次回に、意見の内容を御審議いただきたい。

- ・ (仮称)新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書及び(仮称)あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書の審査について、田原風力発電部会(別紙3)に付託された。

エ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会

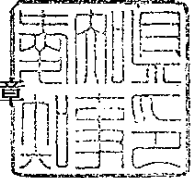


3 環 活 第 8 号
令和 3 年 4 月 23 日

愛知県環境影響評価審査会

会長 中山 恵子 様

愛知県知事 大 村 秀 章



(仮称) 新田原臨海風力発電所 環境影響評価方法書について (諮問)

このことについて、愛知県環境影響評価条例 (平成 10 年愛知県条例第 47 号) 第 33 条において準用する同条例第 10 条第 4 項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電 話 052-954-6211 (ダイヤル)



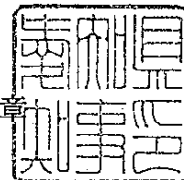
3 環 活 第 3 9 号

令 和 3 年 4 月 23 日

愛知県環境影響評価審査会

会長 中山 恵子 様

愛知県知事 大村 秀 章



(仮称) あつみ第二風力発電事業 環境影響評価方法書について (諮問)

このことについて、愛知県環境影響評価条例(平成10年愛知県条例第47号)第33条において準用する同条例第10条第4項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担 当 環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電 話 052-954-6211(ダイヤル)

愛知県環境影響評価審査会 田原風力発電部会構成員

委員名	所属等
いくた きょうこ 生田 京子	名城大学理工学部教授
さの やすゆき 佐野 泰之	愛知工業大学工学部教授
すみ てつや 鷺見 哲也	大同大学工学部教授
つかだ もりお 塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科教授
なかの まさき 中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
なつはら よしひろ 夏原 由博	名古屋大学名誉教授
にしだ さちこ 西田 佐知子	名古屋大学博物館准教授
はやま よしかず 葉山 嘉一	公益財団法人日本鳥類保護連盟評議員
よしなが みか 吉永 美香	名城大学理工学部教授

(敬称略、五十音順)